

報道関係者各位

市民センターにおける現金領収帳の紛失について

このたび、戸畑区沢見市民センターにおいて複写機等を利用された市民の方(10名)の個人情報に記載されている現金領収帳の紛失が判明しました。

市民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

今後、再発防止のため、個人情報の管理強化・徹底に努めます。

記

1 概要

- (1) 紛失した現金領収帳には複写機等を利用した方の個人情報(氏名と住所)が記載されている。
- (2) 現金領収帳は、領収書と領収書(控)が、1セットで50の束になっているもの。市民センターでは、コピー使用料の収納に使用。令和6年1月からの使用で、50枚中40枚使用、うち6枚書損。(34枚使用)
- (3) 利用者は10名。(12団体)※複数回利用者あり。

2 市民センターについて

市民センターの管理運営は、館長と市からの委託を受けたまちづくり協議会が協力して行っている。

- (1) 市民センター館長:北九州市会計年度任用職員
- (2) 市民センター職員:各まちづくり協議会(地域団体)雇用の職員

3 経過

- ・6月22日(土) 10時頃
市民センター職員が現金領収帳を使用しようとしたところ、所定の保管場所がないため、事務所内を探したが見つからなかった。
- ・6月24日(月) 9時
市民センター職員会議で全職員に確認したが、誰も現金領収帳の所在を把握しておらず、全員で事務所内を探したが見つからなかった。
- ・6月25日(火)12時まで
戸畑区コミュニティ支援課から現金領収帳に氏名が記載されている10名に連絡。謝罪の上、不審な連絡等への注意喚起を行った。なお、これまでのところ、紛失した個人情報が悪用されたという情報は入っていない。
また、現時点では、当該現金領収帳が外部に持ち出された形跡は確認されておらず、個人情報が外部に流出した可能性は低く、誤って廃棄した可能性が高いと考えている。

4 再発防止への取り組み

6月25日(火)9時に市民センター館長を招集し、現金領収帳の取扱いについて、以下の通り周知し、再発防止の徹底を図った。

- (1) 現金領収帳は、使用する都度、所定の保管場所への出し入れを行うこと。
- (2) 現金領収帳の保管は、2人以上で確認することとし、重ねて毎朝、館長が確認すること。
- (3) 館長は、現金領収帳と現金収納の内容の照合・確認を確実にを行うこと。

【問い合わせ先】

戸畑区役所

コミュニティ支援課長 高橋

(電話:093-871-2335)